

狭山市（入間川・柏原）学校
給食センター維持管理運営
長期包括事業

募 集 要 項
【修正版】

令和5年5月29日

狭山市

目 次

内容

第 1 用語の定義	2
第 2 本書の位置付け.....	3
第 3 事業概要	4
第 4 応募に関する条件等.....	9
第 5 応募の手続き等.....	13
第 6 提案に関する条件.....	17
第 7 優先交渉権者の選定方法等	19
第 8 優先交渉権者決定後の手続	20
第 9 その他事業の実施に関し必要な事項.....	21
別紙 1 事業スキーム図	22
別紙 2 委託料の支払方法	23
別紙 3 モニタリング及び委託料の減額等	28
別紙 4 責任分担表	30

第 1 用語の定義

本募集要項で使用する用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、「用語の定義」において定められた意味を有する。

【用語の定義】

用語	定義
①市・本市	狭山市をいう。
②本事業	「狭山市（入間川・柏原）学校給食センター維持管理運営長期包括事業」をいう。
③本施設	本事業で維持管理・運営を行う狭山市（入間川・柏原）学校給食センターの建築本体、建築設備、厨房設備、付帯設備、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。
④募集要項等	募集要項、要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集、基本協定書（案）をいう。
⑤応募者	本事業に応募する企業又は企業グループをいう。
⑥SPC	本事業を実施するために設立する特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
⑦構成員	SPCに対して出資し、SPCが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
⑧協力企業	SPCに対して出資せず、SPCが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
⑨運営企業	本事業の運営を行う企業（給食調理運営企業他、⑨⑩⑪⑫を含む）をいう。
⑩維持管理企業	本事業の維持管理を行う企業をいう。
⑪厨房設備企業	本事業の調理設備の修繕及び保守管理を行う企業をいう。
⑫その他企業	その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業をいう。
⑬代表企業	応募者の構成員の中から代表となる企業をいう。
⑭優先交渉権者	審査結果により得点の合計（総合評価値）が最も高い提案を行った応募者（1位）であり、市と契約に関する交渉を行う者をいう。
⑮事業者	本事業を実施する企業（SPC）をいう。
⑯保守※ ¹	点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業を行うこと。ただし、分解整備かかるものを除く。
⑰修繕※ ¹	建築物の機能・性能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、分解整備等、改修（改善）、更新に該当する部分を除く。

※¹ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「平成 31 年度版 建築物のライフサイクルコスト第 2 版」（発行：一般財団法人建築保全センター）の定義に基づく。

第2 本書の位置付け

本募集要項は、狭山市（以下「市」という。）が「狭山市（入間川・柏原）学校給食センター維持管理運営長期包括事業」の事業者を選定するにあたり、公表するものである。

なお、次の文書は、本募集要項と一体のものである。したがって、提案書の作成に当たっては、募集要項等を熟読のうえ、漏れの無いように努めること。また、実施方針及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答と、募集要項等との間に異なる点がある場合には、募集要項等の規程が優先するものとし、募集要項等と募集要項等に関する質問に対する回答との間に異なる点がある場合には、募集要項等に関する質問に対する回答の規定が優先するものとする。

- ・ 要求水準書
- ・ 優先交渉権者決定基準
- ・ 様式集
- ・ 基本協定書（案）

第3 事業概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

狭山市（入間川・柏原）学校給食センター維持管理運営長期包括事業

(2) 対象施設となる公共施設

- ・狭山市立入間川学校給食センター
- ・狭山市立柏原学校給食センター

(3) 公共施設の管理者の名称

狭山市長 小谷野 剛

(4) 事業の目的

本市では入間川学校給食センター及び柏原学校給食センター（以下「本施設」という。）を平成21年9月にPFI事業として供用開始しており、令和6年3月末にPFI事業期間の15年が終了する。PFI事業期間の終了後も、引き続き市内小中学校の児童生徒の心身の安全な発達に資する学校給食を適切な衛生管理のもとで提供する給食事業を継続し、本施設について継続的に使用していく方針である。そのため、今後本施設を利用していくために施設や設備等の修繕を適宜実施し、調理運営を行う必要がある。

そのため、本事業は、現事業と同様に民間事業者の技術的能力、創意工夫等を活用し、本施設の継続利用を踏まえた運営及び維持管理を包括的に行うことで、より良い学校給食を提供することを目的とする。

(5) 本施設の法的位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、狭山市立学校給食センター条例（昭和46年12月22日条例第40号）により、児童及び生徒の健全な発達を図るため、学校給食センターを設置。

(6) 事業の内容

本事業は、次の事業内容とし、詳しくは要求水準書に示す。

① 事業方式

本事業は、施設の運営及び維持管理を包括的に実施する維持管理運営長期包括委託により実施する。

② 事業実施スケジュール

事業実施スケジュールは次のとおり予定している。

時期	内容
令和5年7月下旬	優先交渉権者の選定、決定・公表
令和5年9月下旬	基本協定の締結、事業契約内容の明文化
令和5年11月下旬	事業仮契約の締結
令和6年1月	契約の発効（本契約の締結）
令和6年1月～3月	業務引き継ぎ（業務開始準備）
令和6年4月～	本事業の運営及び維持管理の開始
令和17年3月	事業期間終了（運営及び維持管理期間11年間）

③ 事業者の業務範囲

(ア) 調理運営業務

- a 業務開始前の引継業務（備品の確認、研修、給食提供準備等を含む）
- b 調理等業務
- c 配送・回収業務
- d 残食計量等及び洗浄等業務
- e 衛生管理業務
- f 厨房機器等の調達及び設置業務
- g 食器類・食缶等の調達・更新業務
- h 事業終了時の引継業務
- i 配送車両調達・維持管理業務
- j 食育支援業務
- k その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(イ) 維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- c 什器・備品等保守管理業務
- d 外構等維持管理業務
- e 環境衛生・清掃業務
- f 警備保安業務
- g 長期修繕計画作成業務
- h 修繕・改修業務
- i その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 運営及び維持管理業務に係る光熱水費は、本市が実費を負担する。また、建築物、建築設備及び厨房機器等に係る大規模修繕は、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする（ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。）

※ 運営に関して本市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

- ① 提供食数決定
- ② 献立作成業務
- ③ 食材調達業務
- ④ 検収業務
- ⑤ 検食業務
- ⑥ 配送校内での配膳（給食配膳員を各校3～4名配置）
- ⑦ 給食費の徴収管理
- ⑧ 配送校の変更等による食数調整

④ 事業者の収入

事業者の収入は次のとおりとする。詳しくは別紙2に示す。

(ア) 市が支払う委託料

上記③（事業者の業務範囲）に示す各業務を行うことに対して、市は事業者
に委託料を支払う。委託料は、物価変動や金利変動があった場合には、運営維
持管理長期包括委託契約に従って改定することがある。また、事業者の維持管
理運営長期包括委託契約の履行状況により、市は事業者に支払う委託料を減額
又は停止することがある。

(7) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間の終了時に、本施設を要求水準書等に示す良好な状態で本市に
引き継ぐこと。

(8) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたり、必要な法令、要綱、各種基準等を遵守することとする。以
下に示すものは参考とする。

・ 法令・施行令・施行規則等

- ① 学校給食法
- ② 学校保健安全法
- ③ 学校教育法
- ④ 食品衛生法
- ⑤ 建築基準法
- ⑥ 都市計画法
- ⑦ 消防法
- ⑧ 会社法
- ⑨ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

- ⑩ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法
- ⑪ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑫ 大気汚染防止法
- ⑬ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑭ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ⑮ 騒音規制法、振動規制法
- ⑯ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- ⑰ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ⑱ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑲ 警備業法、労働安全衛生法
- ⑳ 工場立地法
- ㉑ その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- ㉒ 条例
 - i) 埼玉県建築基準法施行条例
 - ii) 埼玉県景観条例
 - iii) 埼玉県環境基本条例
 - iv) 埼玉県生活環境保全条例
 - v) 埼玉県福祉のまちづくり条例
 - vi) 狭山市個人情報保護条例、狭山市情報公開条例
 - vii) 狭山市環境基本条例
 - viii) 狭山市緑化推進及び緑地保全に関する条例
 - ix) 狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例
 - x) 狭山市水道事業給水条例
 - xi) 狭山市下水道条例
 - xii) その他関係法令（条例及び規則を含む。）

・ その他関連法令、条例等

【要綱・各種基準等】

- ① 学校給食衛生管理基準（文部科学省）
- ② 学校給食実施基準（文部科学省）
- ③ 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- ④ 学校環境衛生基準（文部科学省）
- ⑤ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・国土交通省大臣官房官庁営繕監修）
- ⑥ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編・国土交通省大臣官房官庁営繕監修）
- ⑦ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編・国土交通省大臣官房官庁営繕監修）
- ⑧ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑨ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑩ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑪ 官庁施設の総合耐震診断基準・改修基準（国土交通省大臣官房官庁営繕監修）

- ⑫ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕監修）
- ⑬ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ⑭ 狭山市環境基本計画
- ⑮ 狭山市福祉環境整備要綱
- ⑯ 狭山市宅地等の開発に関する指導要綱
- ⑰ その他の関連要綱及び各種基準等

第4 応募に関する条件等

1 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

本事業に応募する事業者の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は、次に掲げる企業を含むグループにより構成されるものとする。

a 運営企業（給食調理運営企業等）

b 厨房設備企業

c 維持管理企業

※その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業の参加を認めるものとする。

イ 応募者は、構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書の提出時に構成員及び協力企業の企業名、並びにそれらが携わる業務について明らかにするものとする。

ウ 応募者は、構成員の中から代表となる企業を定めることとし、当該代表企業が応募手続き等を行うこととする。

エ 参加表明書提出以降、応募者の構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

オ 応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない。

カ 構成員及び協力企業が上記(1)アに掲げる企業のいくつかを兼ねることを可能とする。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。

ウ 令和5・6年度狭山市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

エ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で運営業務を実施する場合、全ての企業が（ア）の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

（ア）HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

※「相当の知識を有している者」とは、HACCP対応施設（HACCPの認証を取得した施設をいう。以下同じ。）の実施設設計の完了または運営した実績、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの民間調理施設の実施設設計の完了または運営した実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する審査員資格等を有する者をいう。

(イ) 学校給食施設又は公用若しくは公益的施設における集団調理施設において、
1,000食/日以上調理業務の実績を有していること。

オ 厨房設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。

H A C C P 対応施設に対する相当の知識を有していること。

(3) 応募者の制限

次に該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 市より入札参加停止の措置を受けている者。

ウ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者。

オ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立てがなされている者。

カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っている者。

キ 直近1年分の法人税、消費税、地方消費税、地方法人税、法人事業税、特別法人事業税、法人住民税（都道府県民税、及び市町村民税）、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税を滞納している者。

ク 狭山市暴力団排除条例第3条第2項に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者。

ケ 本事業の狭山市学校給食センター次期事業スキーム検討等支援業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業の狭山市学校給食センター次期事業スキーム検討等支援業務に関与した者は、次のとおりである。
株式会社八州（東京都江東区木場5-8-40）

(4) 参加資格要件の確認及び失格要件

参加資格要件確認日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。

参加資格要件の確認後、契約締結までの期間に、応募者が上記(1)～(3)の要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。ただし、応募者のうち代表企業以外の構成員又は協力企業が上記(1)～(3)の要件を欠くような事態が生じた場合については、市と協議を行う。

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾のうえ、応募に参加すること。

(2) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 使用言語、単位及び時刻

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるものとし、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 公正な応募の確保

応募にあたって、応募者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合、市は契約の解除等の措置をとることがある。

(5) 応募に係る提出書類の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定された事業者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、応募者からの提出書類については返却しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(6) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 参加資格要件のない者が行った応募

イ 委任状を提出しない代理人による応募

ウ 記名押印を欠く応募

エ 金額を訂正した応募

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である応募

カ 明らかに連合によると認められる応募

キ 同一事項の応募について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の応募

ク その他応募に関する条件に違反した応募

(7) 市の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む。）は、市が提供する資料を、本事業の応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

第5 応募の手続き等

1 事業者の募集・選定スケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールを次のとおり予定している。

日程（案）	内容
令和5年4月28日（金）	募集要項等の公表
令和5年4月28日（金） ～5月15日（月）	募集要項等に関する質問の受付
令和5年5月29日（月）	募集要項等に関する質問に対する回答・公表
令和5年6月1日（木） ～6月2日（金）	参加表明書・参加資格審査書類の受付
令和5年6月12日（月） ～6月16日（金）	提案書の受付
令和5年6月中旬～下旬	提案に関するヒアリング
令和5年6月～7月	提案書審査
令和5年7月～9月	優先交渉権者の決定及び公表、基本協定の締結
令和5年11月	仮契約の締結（本契約締結・契約の発効は令和6年1月以降を予定）

2 応募の手続き詳細

(1) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和5年4月28日（金）～令和5年5月15日（月）17時

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式1に記入のうえ、E-mailに記入済みの同様式のファイル（Microsoft word又はExcel形式）を添付して提出すること。なお、市は質問内容のファイルを受領したことをE-mailにて、質問者に通知する。

提出先 狭山市 学校教育部 入間川学校給食センター

電話 04-2954-2414

E-mail gakkyukw@city.sayama.saitama.jp

(2) 募集要項等に関する質問への回答の公表

提出された募集要項等に関する質問への回答は、令和5年5月29日（月）までに市のホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

市ホームページ：

<https://www.city.sayama.saitama.jp/kosodate/school/gatukoukyuusyoku/houkatu.html>



(3) 参加表明書・参加資格審査書類の受付

下記（ア）に示す書類を「様式集」に従い作成し、市へ持参により提出すること。
なお、参加資格審査の結果は市が応募者に通知する。

ア 受付期間

令和5年6月1日（木）9時 ～6月2日（金）17時

イ 提出書類

（ア）参加資格確認申請に関する提出書類

- 様式2 参加資格確認申請に関する提出書類（表紙）
- 様式3 参加表明書
- 様式4 グループ構成企業一覧
- 様式5 グループ構成企業連絡先一覧
- 様式6 委任状（代表企業）
- 様式7 委任状（受任者）
- 様式8 参加資格確認申請書
- 様式9-1～9-4 参加資格申請調書

※ 参加資格確認申請に関する提出書類は、様式2を上にして様式番号順に様式2～9を並べて一括して左綴じし、正本1部、副本2部の合計3部を提出すること。また、必要に応じて委任状（様式6、様式7）を提出すること。

※ 副本はコピーとすることを認める。

※ 提出した書類の返却は行わない。

ウ 提出先

狭山市 学校教育部 入間川学校給食センター
埼玉県狭山市鶴ノ木6-48

(4) 提案書の受付

参加資格審査に合格した事業者は、下記（ア）に示す書類を「様式集」に従い作成し、受付期間までに市へ持参により提出すること。

ア 受付期間

令和5年6月12日（月）9時 ～6月16日（金）17時

イ 提出書類

（ア）提案に関する提出書類

様式 10 提案書提出書

様式 11 提案価格書

様式 12 提案価格内訳書

様式 13 業務要求水準に関する誓約書

様式 14 提案書（表紙・目次）

様式 15-1～15-7 運營業務に関する提案

（15-7はExcel ファイルを使用すること）

様式 16-1～16-6 維持管理に関する提案

（16-3、16-5、16-6はExcel ファイルを使用すること）

様式 17-1～17-5 事業計画に関する提案

（17-3-①～④、17-4-①はExcel ファイルを使用すること）

※ 提案に関する提出書類（提案書除く）は、様式 10～13 により提出すること。様式 10～13 はそれぞれ1部ずつ提出し、様式 11（提案価格書）は、グループの代表企業の商号又は名称及び件名を記載した封筒に封かんの上で提出すること。また、必要に応じて委任状（様式6、様式7）を提出すること。

※ 提案書は、様式 14～17により提出すること。様式 14～17はバインダー左綴じとし、正本1部、副本9部の合計10部を提出すること。また、様式ごとにインデックスを付けること。

※ 様式 14～17は提案書と同一内容のデータをCD-ROMに保存して2部提出すること。データは、「第3提出書類一覧」にファイル形式が Excel と記載されたものについては、Excel ファイル（可能な限り計算式を残すこと。）で、Word と記載されたものについては、Word ファイル又は PDF ファイルで保存すること。なお、検索機能が利用できる形式でデータ化を行うこと。

※ 副本はコピーとすることを認める。

※ 提出した書類の返却は行わない。

ウ その他書類（※必要な場合に使用すること）

様式 18 参加資格がないとされた理由の説明要求書

様式 19 辞退届

エ 提出先

狭山市 学校教育部 入間川学校給食センター
埼玉県狭山市鶉ノ木6-48

(5) 提案に関するヒアリング

提案書の内容の確認のために応募者に対するヒアリングを令和5年6月中旬から下旬を目安に実施する。詳細については、提案書の受付後、追って通知する。

(6) 優先交渉権者の決定・公表

提出された提案書類について、総合的な評価を行い、審査委員会の審査を経て優先交渉権者を決定する。審査結果及び優先交渉権者については、速やかに提案審査書類提出者に通知するとともに、令和5年7月下旬を目安に公表する。

第6 提案に関する条件

1 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する条件

(1) 立地条件、規模、機能等

・入間川学校給食センター

項目	内容
住所	狭山市鶉ノ木 6-48 敷地面積：3,842.03 m ²
施設規模	最大提供食数：4,500 食／日 令和4年度実績：4,320 食／日（令和5年4月時点）程度 延床面積：合計 2,533.49 m ² 建築面積：合計 1,804.26 m ²
主要施設	施設本体（給食エリア、事務エリア）、付帯施設（駐車場、排水処理施設、受水槽、ボイラー等）

・柏原学校給食センター

項目	内容
住所	狭山市柏原 2507 敷地面積：2,988.63 m ²
施設規模	最大提供食数：3,500 食／日 令和4年度実績：2,677 食／日（令和5年4月時点）程度 延床面積：合計 2,390.04 m ² 建築面積：合計 1,709.98 m ²
主要施設	施設本体（給食エリア、事務エリア）、付帯施設（駐車場、排水処理施設、受水槽、ボイラー等）

2 施設の運営・維持管理業務に関する提案の条件

本施設の運営及び維持管理業務については、「要求水準書」及び「様式集」に従い、提案書を作成すること。

3 事業計画に関する提案の条件

事業計画については、「様式集」及び次の事項に従い、提案書を作成すること。

(1) 委託料

市は、事業者から提供されたサービスの対価として委託料を支払う。支払方法の詳細については、別紙2を参照すること。

(2) 物価変動等による委託料の改定

委託料の改定の詳細については、別紙2を参照すること。

(3) 委託料の減額等

市は、モニタリングを行い、募集要項等で定められた要求水準が満たされていない場合は、委託料の減額等を行うことができる。モニタリングの考え方・手法等の詳細については、別紙3を参照すること。

4 提案価格

(1) 提案価格の算定方法

市が支払う委託料の合計金額を提案価格とすること。

(2) 市の支払総額の上限価格

4,951,704 千円（現在価値換算前の実額ベースで、消費税10%を含む）

※市は、債務負担行為の設定に関する議案について、令和5年3月狭山市議会定例会市議会に付議し、議決を得ている。

第7 優先交渉権者の選定方法等

1 選定方法

本事業では、施設の運営及び維持管理が良質な公共サービスの提供として、適正なコストで実施できる事業者の参加を広く募集する。事業者の選定に当たっては、透明性及び公平性の確保に十分留意して公募型プロポーザル方式で行う。詳しい審査方法については優先交渉権者決定基準を参照すること。なお、優先交渉権者の選定にあたっては、客観的で多様な視点を確保するため、部局外の職員を加えた上で、市にて厳正な審査を行い、優先交渉権者を決定する。

2 審査の手順及び方法

(1) 参加資格審査

市は参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者の代表企業に通知する。

(2) 提案審査

「優先交渉権者決定基準」に従って、提案書を総合的に審査・評価する。

(3) 審査項目

審査項目は「優先交渉権者決定基準」に示す。

(4) 審査結果

市は、優先交渉権者及び次点交渉権者の決定を行い、その結果を市ホームページ等で公表する。

なお、市は、最終的に応募者がいない場合または優先交渉権者にふさわしいものがない場合には、優先交渉権者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

第8 優先交渉権者決定後の手続

1 基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに基本協定を市と締結する。

2 S P Cの設立

(1) 本事業を実施することとして選定された優先交渉権者は、契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社としてS P Cを基本協定書に基づき狭山市内において設立するものとする。

(2) 優先交渉権者の全ての構成員はS P Cへ出資することとし、構成員以外のものがS P Cへ出資することは認めない。

(3) 優先交渉権者の構成員のうち代表企業については、S P Cに出資する全ての企業の中で最大出資比率となるようにすることとする。

(4) S P Cに出資する全ての企業は、本事業の契約が終了するまでS P Cの株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

3 維持管理運営長期包括委託契約の締結

優先交渉権者は、市と契約に関する交渉を行った上で、設立したS P Cをもって市と本契約を締結する。契約は一旦、仮契約として行い、事業開始前までに本契約を締結し契約発効とする。

4 次点交渉権者との協議

(1) 契約の内容に関する協議が成立しない場合

市は、優先交渉権者との間で契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

(2) 本契約締結（契約の発効）までに優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合

市は、本契約の締結・契約発効までに優先交渉権者が前記第4の1「応募者の備えるべき参加資格要件」で定める要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

5 契約保証金

契約保証金は、委託料の100分の10以上を事業年度の開始までに納めるものとする。また、契約保証金の代わりに履行保証保険を付保することを認める。履行保証保険を付保する場合の保険金額は、委託期間の各年度における年間委託料の100分

の10以上に相当する金額とし、当該保険の締結後はその保険証券を市に寄託することとする。当該保険の契約は1年毎の更新でも認めるものとする。なお、契約保証金の免除等については、維持管理運営長期包括委託契約の規定に従う。

6 保険

S P Cは本事業に関連する保険に加入することとする。詳細については、要求水準書を参照すること。

7 リスク管理方針

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すことを基本とする。施設の運営及び維持管理における責任は原則としてS P Cが負うものとするが、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスク分担

市とS P Cのリスク分担については、別紙4責任分担表に示すとおりである。なお、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

第9 その他事業の実施に関し必要な事項

1 本事業に関する問合せ先

本事業の担当部署は、次のとおりである。

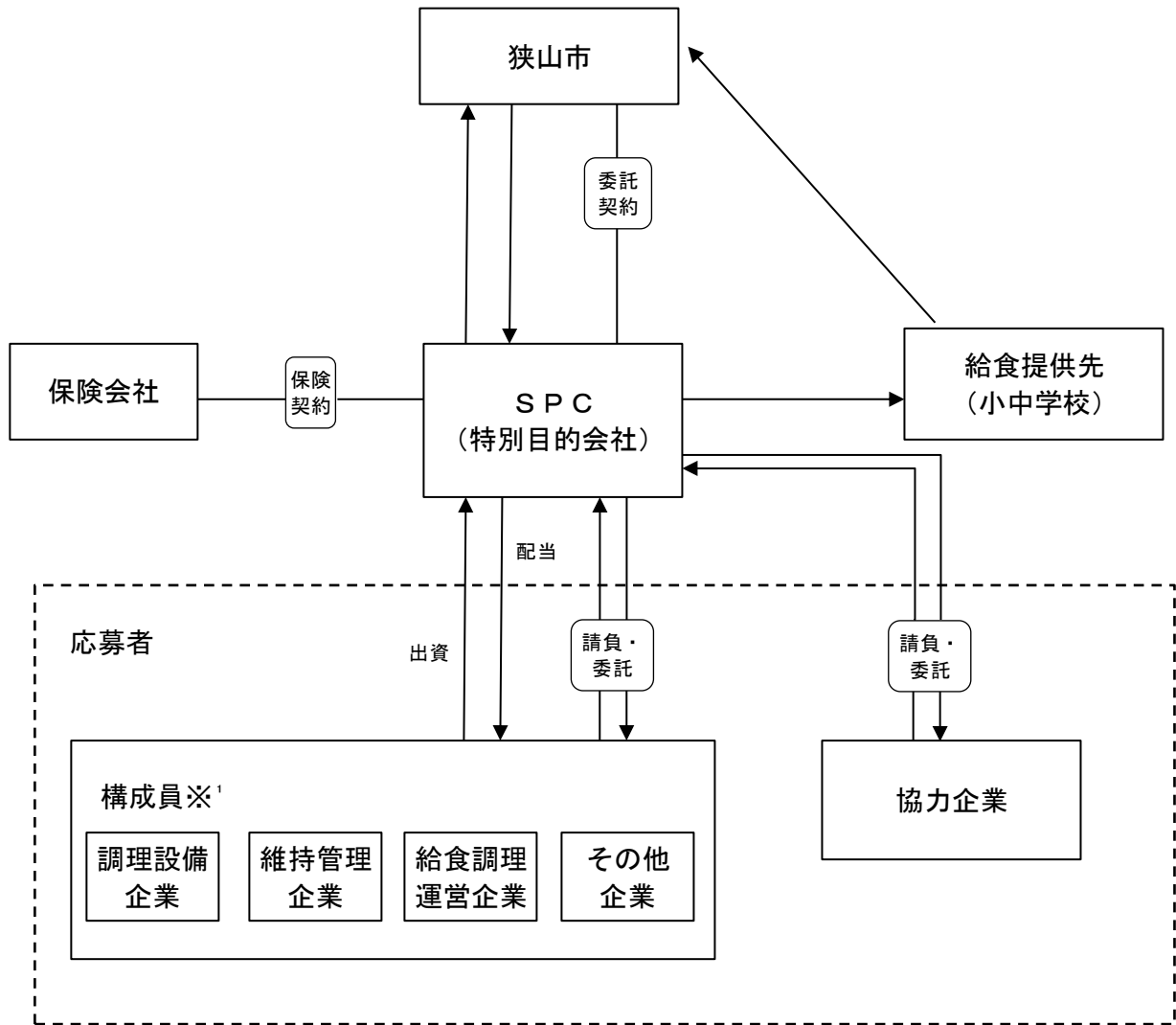
狭山市 学校教育部 入間川学校給食センター

〒350-1323 埼玉県狭山市鶴ノ木6-48

電話 : 04-2954-2414 / F A X : 04-2954-8674

E-mail : gakkjukw@city.sayama.saitama.jp

別紙1 事業スキーム図



※¹ 構成員の構成企業（調理設備企業、維持管理企業、運営企業など）については必須ではない。

別紙2 委託料の支払方法

1 委託料の構成

委託料の構成については以下のとおり。

費用項目	対象業務
委託料A（運営・維持管理費（固定料金））	<ul style="list-style-type: none"> 下記業務に係る費用のうち、提供食数に応じて変動しない費用。 ・運営業務 ・維持管理業務（修繕業務に係る費用を除く）
	（想定される費用（参考）） 施設・設備等の保守管理費、清掃、警備、配送等の提供食数に関係なく必要な人件費、車両の調達費、SPCの運営経費等
委託料B（運営・維持管理費（変動料金））	<ul style="list-style-type: none"> 下記業務に係る費用のうち、提供食数に応じて変動する費用。 ・運営業務 ・維持管理業務（修繕業務に係る費用を除く）
	（想定される費用（参考）） 調理に係る人件費、残菜処理費等
委託料C（修繕費）	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕業務に係る費用

2 委託料の算定方法等

(1) 委託料の算定方法

費用項目	算定方法
委託料A（運営・維持管理費（固定料金））	<ul style="list-style-type: none"> ・対象業務に係る11年間に必要な費用を算定すること。 ・各年度、一律の金額となるように算定すること。 ・応募価格は11年間分の合計費用を見込むこと。
委託料B（運営・維持管理費（変動料金））	<ul style="list-style-type: none"> ・変動料金は、各期における合計の提供食数（後述(2)「提供食数」を参照のこと。）に対し、応募者が提案する1食単価を乗じた額とする。なお、変動費は適切な金額を設定すること。 ・応募者は1食あたりの単価を提案し、応募価格は「提供給食数」を掛け合わせた11年分の費用を見込むこと。
委託料C（修繕費）	<ul style="list-style-type: none"> ・11年間の間に必要となる修繕費を各年度の修繕計画に合わせて提案すること。（支払は提案された各年度の金額を支払う。） ・応募価格は11年間分の合計費用を見込むこと。

(2) 提供給食数

ア 市による提供対象者数の調整

事業者に過大なリスクを負担させないため、市は運営期間中に提供する給食数について、年度毎に調整して要求する。この調整は、当該年度の 5 月 1 日時点での対象者数（事業者が給食を提供すべき児童数、生徒数と教職員数を合算した数）が 5,000 食／日以上 8,000 食／日以下の範囲となるよう配送校の変更等を行い、各年度の開始前（1 月末日）に事業者へ通知するものである。この調整後にも、イに示すとおり、提供給食数の変更の可能性があるが、市は、何れの場合においても原則として 8,000 食／日を超える要求は行わない。

なお、配送校の変更においては、要求水準書に示している当初の配送校に対し、配送校の学級数及び配送等に要する走行距離が著しく増大しないよう配慮して調整する。

イ 提供給食数の決定方法

市が調整した対象者数に対し、児童生徒等の転出入、モニタリング用給食、事業者職員用給食、見学者用給食及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、市は、事業者に対し提供日の属する月の 2 週間前までに予定する給食数（以下「予定給食数」という。）を通知する。予定給食数の通知後も、引き続き、前述した変動要因に加え、学級閉鎖、学校行事の日程変更等があるため、市は、事業者に対し給食提供日の 2 稼働日前（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は、市の休日を除く 4 日前）の 14 時までに実施する給食数（以下「実施給食数」という。）を通知した食数により、変動料金を算定する。

ウ 事業者職員用給食

本事業の対象外であるが、事業者の職員用の給食については、最大 100 食を市に要請できる。市は、要請食数に応じて給食費（食材費に変動料金単価を加算した額）を徴収する。

3 委託料の支払方法

市は下記の委託料について、令和6年度第1四半期を第1回とし、四半期ごとに計44回支払う。

市は事業者から契約書の規定に従って「業務完了届」を受領した場合、受領した翌日から10日以内に委託業務の遂行内容をモニタリングとして確認し、その結果を事業者に通知するものとする。

事業者は市によるモニタリング確認結果通知を受領した場合、速やかに対象となる半期に相当する「委託料」の請求書を市に対して提出するものとし、市は請求をうけた日から30日以内に事業者に対して「委託料」を支払うものとする。

本契約が途中で解除された場合には、委託料A（固定料金）については対象期間の日割り計算による。

なお、委託料の支払い時期は以下のとおり。

表 委託料の支払い時期

項目	支払対象期間	支払日
第1四半期	4月1日～6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料A：請求書受理後 30 日以内 ・委託料B：請求書受理後 30 日以内 ・委託料C：請求書受理後 30 日以内
第2四半期	7月1日～9月30日	
第3四半期	10月1日～12月31日	
第4四半期	1月1日～3月31日	

4 委託料の改定

(1) 物価変動による改定

委託料は、以下のとおり物価変動に基づいて改定させるものとする。改定は毎年度1回とし、翌年度の第1四半期分から反映させる。以下の算定式により改定を行う。

改定率 α は、次のとおりである。

$$\text{改定率 } \alpha = \frac{\text{改定計算時の前年度の物価指数の年度平均値}}{\text{改定計算時の前々年度の物価指数の年度平均値}}$$

※小数点第4位以下の端数は、切り捨てるものとする。

● ① 委託料A（固定料金）

(t 年度の委託料A（改定後）の固定料金)

$$= (\text{応募者の提案における委託料A（固定料金）}) \times \text{改定率 } \alpha$$

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

● ② 委託料B（変動料金）

（t 年度の給食 1 食当たりの単価（改訂後））

$$= (\text{応募者の提案における委託料B（給食 1 食当たりの単価）}) \times \text{改定率 } \alpha$$

※計算の結果、小数第 3 位を四捨五入する。

※改定見直し後、委託料Bを算定するにあたり、見直し後の単価に提供食数を掛け合わせた金額について、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

● ③ 委託料C（修繕費）

（t 年度の修繕費（改訂後））

$$= (\text{応募者の提案における委託料C（修繕費）}) \times \text{改定率 } \alpha$$

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

【委託料の改定時期】

表 物価変動による見直し時の委託料の改定方法

費用項目	改定費目	物価指標	改定方法
委託料	① 委託料A （人件費除く）	消費者物価指数 （財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）	・ 毎年度 8 月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の委託料A（人件費除く固定料金）を確定。
	② 委託料B （人件費除く）		・ 毎年度 8 月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の変動費に係る 1 食当たりの単価（人件費除く）を確定。 ・ 委託料Bとしては、上記の変動費単価（人件費除く）に当該年度の各期における合計の提供食数を乗じた額を支払う。
	③ 委託料B （人件費のうち社員人件費）	埼玉県最低賃金 （埼玉労働局）	・ 毎年度 8 月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の委託料Bの人件費（社員）の単価を確定。
	④ 委託料A及びB （人件費のうちパート人件費）		・ 毎年度 8 月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の委託料Aの人件費（パート）及び委託料Bの人件費（パート）の単価を確定。
	⑤ 委託料C （修繕費）	消費者物価指数 （財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）	・ 毎年度 8 月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の修繕費を確定。

※初年度は見直しを行わないものとする。

※消費者物価指数は消費税が含まれる指数となっているため、消費税率が変更された場合には、その後の算定時に留意すること。

※指標は、応募者の提案を踏まえて、市との協議により変更することも可能である。

※用いている指標がなくなる、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなるなどの場合は、その後の対応方法について市と事業者との間で協議して定めるものとする。

(2) 消費税及び地方消費税の変動による改定

消費税率及び地方消費税率の税率変更があった場合には、委託料について、その変更内容に合わせて改定する。

別紙3 モニタリング及び委託料の減額等

1 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、運営及び維持管理業務の対価である「委託料」とする。

2 減額等の措置を講じる事態

事業者の責任により、本契約、「募集要項等」、「応募者提案」その他に示される「運営業務」及び「維持管理業務」に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル3	指定時間以外に給食を提供した場合（児童生徒等が給食を食した場合）
レベル4	給食を提供できなかった場合（児童生徒等が給食を食すことができなかった場合）

3 減額等の決定過程

- ・レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが、「業務報告書」又はモニタリング結果から明らかになった場合、市は、その程度、緊急度等を勘案し、事業者に相当な是正期間を提示する。
- ・事業者は、市の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、市の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントを付与する。
- ・レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果等から明らかになり、市が事業者に相当な是正期間を提示したにもかかわらず、レベル3又はレベル4の状態に陥った場合、1日につき、下記のペナルティポイントを付与する。

影響を受けた児童生徒等の割合	レベル3	レベル4
1%未満	0.5ポイント	1ポイント
1%以上 5%未満	1ポイント	2ポイント
5%以上 10%未満	1.5ポイント	3ポイント
10%以上	2ポイント	4ポイント

- ・市及び事業者は、ペナルティポイントの付与に際し、必要に応じて協議することができる。

4 減額等の決定

各年度における累積ペナルティポイントが以下に達した場合は、減額等の措置内容が決定する。減額措置内容の反映は次年度の委託料に反映される。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
0～4	減額等なし
5～9	20%の減額
10 以上	支払留保

- ・ 累積ペナルティポイントが10 以上の場合、支払留保とするが、翌年の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが4 以下であれば、翌年分の支払時に、当該支払留保に係る「委託料」相当額の80%を加算して支払い、その余は支払わない。
- ・ 累積ペナルティポイントが10 以上の場合で、翌年の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが5 以上であれば、市は本契約を解除することができる。

別紙4 責任分担表

- 1 市と事業者の責任分担は、原則として資料10「責任分担表」のとおりとする。
ただし、表又は要求水準書に定めのない事項については、市と事業者において別途協議するものとする。

甲：狭山市 乙：事業者

種類	区分	内容	負担者		
			甲	乙	
共通リスク	公募手続	募集要項等の誤り、公募手続の誤り	○		
	応募費用	応募手続に係る費用の負担、協定の印紙税等		○	
	書類の瑕疵	事業計画書等事業者の提案内容の誤りによるもの		○	
	契約「(※ ¹⁾)	契約締結の中止	○	○	
	法令変更等	広く事業者一般を対象とした法令の制定・改廃、認可制度等の新設・変更によるリスク	当包括業務にのみ直接影響を及ぼす法令の制定・改廃、認可制度等の新設・変更によるリスク	○	
			その他（物品の販売その他自主事業に係るものを除く）		協議事項
		税制度の変更	消費税の変更リスク 市委託料に係る消費税の増 施設管理、運営にのみ直接影響を及ぼす税制度の変更によるコスト変動 広く事業者全般に影響を及ぼす税制度の変更によるコスト変動	○ ○	
	許認可取得	事業者の責に帰すべき許認可の遅延に関するもの		○	
		市の責に帰すべき許認可の遅延に関するもの	○		
	周辺地域・住民への対応	本事業の実施に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合	○		
		地域との協調		○	
		施設管理、運営業務内容に対する住民からの苦情、反対、要望、訴訟への対応		○	
	環境対応	管理運営業務に起因する騒音、振動、臭気、有害物質の排出その他環境に関するリスク		○	
	第三者賠償	事業者に起因する事故により第三者に損害を与えた場合の示談交渉及び損害賠償		○	
		上記以外の市に起因する事故に関するもの	○		
	物価、金利等の変動	物価・賃金水準等の変動、金利変動、為替レートの変動に伴う費用の増加又は減少	○		
	不可抗力(※ ²⁾)	不可抗力（戦争、暴風雨、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は事業者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	△	
	事業の中止・延期・遅延	市の事由による事業の中止・延期・遅延	○		
		上記以外による事業の中止・延期・遅延		○	
	要求水準未達	要求水準未達によるもの		○	
運営・維持管理業務	供用開始の遅延	市の事由による運営・維持管理開始の遅延に関するもの	○		
		上記以外による運営・維持管理開始の遅延に関するもの		○	
	資金調達	運営上必要な初期投資、資金の確保		○	
		資金調達ができなくなったことによる当包括業務の中断等		○	
事業者の債務不履行	事業者の提供するサービスの品質が業務要求水準書に示す一定のレベルを満たさなかった場合		○		

	市の債務不履行	市の責に帰すべき事由によるもの	○	
	支払い遅延・不能	市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	協定締結	事業者と協定が結べない、又は協定手続きに時間がかかる場合（※ ¹ ）	○	○
	包括業務の中止、延期、変更によるもの	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は指定管理業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費、その後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
	施設、設備、機器、備品等の損傷等によるリスク	市の事由による施設の損傷	○	
		上記以外の事由による施設の損傷等、事業者の責に帰すべき維持管理上の瑕疵による維持管理・補修費用等の増加及び修繕等のための事業中断リスク		○
	需要変動	第三者の行為による損傷等のための事業中断・中止に係るリスク及びこれらに係る損害賠償請求		協議事項
		給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		児童数の変動によるもの（※ ³ ）	△	○
	異物混入	残滓の変動によるもの（市の作成する献立による影響も含む。）（※ ³ ）	△	○
		検収時における調達食材の異常（検収後に明らかになったものを含む。）	○	
		検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
		調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常		○
	配送・配膳の遅延リスク	調理、配送、配膳業務における異物混入等		○
		食材の納入遅延による遅延	○	
		上記以外による配送・配膳の遅延		○

種類	区分	内容	負担者	
			甲	乙
施設運営等	判断リスク	市の判断に起因するもの	○	
		事業者の判断に起因するもの		○
	情報漏洩	事業者の責に帰すべき事由による情報漏洩による損害発生、第三者への賠償		○
		市の責に帰すべき事由による情報漏洩による損害発生、第三者への賠償	○	
	セキュリティ	警備不備による事故、犯罪発生		○
	技術革新	市が設置したシステム、A V機器や設備機器における技術の陳腐化に起因するもの		協議事項
事業終了時の費用	受託期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の費用		○	
移管	性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続き	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及び事業会社の清算手続きに伴うもの		○

※¹ 帰責事由に応じて、市又は事業者が負担する。

※² 一定の金額又は割合まで事業者も負担する。

※³ 運営・維持管理期間を通じて、一定の最低食数に係る委託料を保証する。

